



# 鳥取県公報

令和3年1月15日（金）  
号外第2号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 選管規則 公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則（1）・・・・・・・・・・ 2

## 選挙管理委員会規則

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月15日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

### 鳥取県選挙管理委員会規則第1号

公職選挙法による選挙事務規程の一部を改正する規則

公職選挙法による選挙事務規程（昭和31年鳥取県選挙管理委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この規程は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づく選挙に関する事務の管理執行について必要な事項を定めるものとする。 2 略	(趣旨) 第1条 この規程は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。） <u>又は漁業法（昭和24年法律第267号）</u> の規定に基づく選挙に関する事務の管理執行について必要な事項を定めるものとする。 2 略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。